

○財務省告示第四十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年一月十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその 法律第九年法律第二十三号）第四十六 条第一項
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十八億円
六	発行額 額面金額で二千九百九十八億円
七	払込金額 三千四百七十二億二千四百五十万円
八	最低額面金額 五万円

九 振 額 替 単 位

十 十  
一 発 行 行 価 格 日

十 十  
三 二 の 経 利  
払 過 子  
込 利 率  
み 子 率

十 十  
四 利 子

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額と  
額の整数倍の金額によるものと  
する。平成十八年一月十九日  
平成二十年八月十九日  
発行対象国債ごと、金額  
百円につき、次の算式により算  
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り} - \text{格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)  
募入金決定の通知を受けた者は、  
払込金額を加えて、次の算式によ  
り算出した金額を払込日に払  
込むものとす。  
各発行対象国の債面金額の利率／  
総額×各発行対象国の債面利率  
100×各発行日翌日から十経過日  
支規定する発行期日は、  
支規数に於ける場合は、  
365

第十号に規定する発行日後の各  
発行対象国債の支払期のおいて、  
と、各支払期において、次の  
算式により算出した金額を支払  
う。ただし、算出した金額を業  
日に当たると、支払は、その営  
日に支払う(償還期限にないて  
同日に支払う(償還期限にないて  
同日に支払う(償還期限にないて  
各発行対象国債の利率／100×1／2

(第三十回) 利付国庫債券	(第三十回) 利付国庫債券	(第三十回) 利付国庫債券	(第二十回) 利付国庫債券	(第二十回) 利付国庫債券	名称及び記号
一・九%	一・八%	二・四%	一・七%	一・七%	利率(年)
平成六年五月二十五日	平成三年五月二十五日	平成十年一月十三日	平成十年二月二十四日	平成十年四月十三日	償還期限
二百二十四億円	三百七十一億円	百三十億円	四百七十三億円	千八百億円	(発行金額)

(別表)

二十 十 八	十九 十 七	十八 十 七	十五 十六 十七
元金支	元金支	元金支	元金支
払場所	払場所	払場所	払場所
入札参加	入札参加	入札参加	入札参加
払込期日	払込期日	払込期日	払込期日
平成二十八年一月十九日	平成二十八年一月十九日	平成二十八年一月十九日	平成二十八年一月十九日
財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者	財務大臣から通知を受けた者
日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
利息	利息	利息	利息
各発行の	各発行の	各発行の	各発行の
象国債	象国債	象国債	象国債
利回り	利回り	利回り	利回り
二十 十九 十八	十九 十八 十七	十八 十七 十六	十五 十六 十七